子どもの育ちを支える運動展開中!!

全私保連ニュース 《平成29年度 6号》

2017年 11月 22日発行

公益社団法人 全国私立保育園連盟
東京都台東区蔵前 4-11-10 全国保育会館
電話 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879
（ 送信枚数計 3 枚）

保育三団体協議会
「平成30年度保育関係予算への要望」
「規制改革推進会議等における保育施策の議論への要望」
とりまとめ・提出について

１１月２１日、保育三団体により共同でとりまとめられた「平成３０年度保育関係予算・制度等に向けた要望書」及び「規制改革推進会議等における保育施策の議論への要望書」を、加藤勝信 厚生労働大臣宛、および松山政司 内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）宛に提出しました。合わせて要望の趣旨について各団体代表から、厚生労働大臣 加藤秘書官、財務省主計局 茶谷局次長、内閣府子ども・子育て本部 川又審議官、厚生労働省子ども家庭局 吉田局長（保育課 巽課長同席）に説明を行いました。三団体協議会では引き続いて保育制度施策の動向を注視し、保育のさらなる「量的拡充」「質の向上」に向けた協議・活動を進めてまいります。

厚生労働省への要請

内閣府への要請

財務省への要請※予算要望のみ

本連盟からは平野弘和常務理事が出席しました。

全私保連ニュースのFAX配信を、メールのみの配信に希望される場合は、お手数ですがその旨を下記メールアドレスまでお知らせ下さい。FAX配信を停止しメール送信に切り替えます。 FAX:03-3865-3879 E-mail:ans@zenshihoren.or.jp

平成２９年１１月２１日

平成３０年度保育関係予算・制度等に向けた要望

社会福祉法人日本保育協会
理事長　大谷　泰夫
公益社団法人全国私立保育園連盟
会長　小林　公正
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会長　万田　　康

我が国の少子高齢化の進行は、人口減少の時代に突入するなどこれまでの予想を超える厳しい状況にあり、少子化対策は、国や社会の存立基盤に大きな影響を及ぼす先送りのできない重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、平成 27 年度からの「子ども・子育て支援新制度」施行により、保育の受け皿確保は急速な拡充が図られてきましたが、一方で人口減少地域での保育の確保も大きな課題となっています。

日本の将来を担うすべての子どもにとってよりよい成育環境の向上と、家庭や地域における子育て支援の推進のため、さらに保育所並びに認定こども園の質や機能の向上に向けて、今般、検討が行われるとされている「２兆円規模の新たな政策」や平成３０年度保育関係予算において、安定的な財源の確保とともに、より一層の子ども・子育て施策の推進を求め、以下について要望します。

1. 保育の質・機能の向上のために

制度制定時に確認された「量的拡充」・「質の向上」を実現するため、子ども・子育て会議での共通理解でもある、我が国の子ども・子育て支援の安定的定着のために、消費税以外の０．３兆円超を含む総額１兆円超の財源を早期にかつ恒久的に確保することを要望します。

また、「質の向上」については、保育現場の喫緊の課題である『人材確保』のため、職員給与の更なる改善を図るとともに、以下の項目に取り組むことを要望します。

○　保育標準時間認定に対応した常勤(正規)職員配置の改善
○　１歳児の職員配置を改善（6：1→5：1）
○　４・５歳児の職員配置を改善（30：1→25：1）
○　主に子育て支援を担う主任保育士等の専任化と常勤事務職員の配置
○　チーム保育推進加算について、職員の平均勤続年数の要件の緩和・撤廃
○　保育士等１人当たり年間５日の研修機会を確保するための代替職員の配置
○　アレルギー児への対応や食育の推進の観点から保育所等の栄養士や調理員の配置の充実

※　保育士等のキャリアアップのための研修の実施に当たっては、研修の受講状況等を十分勘案し、研修要件の一定程度の経過措置を設けることや更なる研修機会の確保を図る措置が必要不可欠と考えます。

2. 乳幼児期の教育・保育の無償化について

乳幼児期の教育･保育の無償化に当たっては、１の財源措置を前提とすることが必要です。また保育所等の無償化に当たっては、保育時間によって差が生じないよう考慮する必要があります。

3. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の堅持

平成 29 年度までに検討し結論を得るとされている本制度について、保育士の人材確保対策に非常に重要な仕組みであることを鑑み、処遇改善を充実させ保育士確保を確実なものにするという政府施策の方向性と一致するよう、これまで通り公費助成に関して今後も維持・継続することを要望します。

4. 「保育所等整備交付金」等の拡充・推進

子育て安心プラン等に基づく保育の供給体制整備のため、引き続き、「保育所等整備交付金」の補助単価を、資材費や労務費等の動向を踏まえて改善することを要望します。

5．企業主導型保育事業に対する自治体の関与

企業主導による保育事業については、保育の質の向上や需給調整の観点から、自治体(市町村等)の関与の仕組みを導入することや待機児童の解消策に特化することが必要です。

6．子ども・子育て支援新制度の見直しに向けた対応について

新制度施行に当たっての特例制度や新制度施行後の検討に当たっては、保育団体の意見などを十分聞いていただくことを要望します。

7．税制改正に関する要望について

待機児童解消のため、保育所等の用に供した土地及び建物については、貸主の固定資産税（相続税を含む。）を減免・免除することを要望します。

平成２９年１１月２１日

社会福祉法人日本保育協会
理事長　大谷　泰夫
公益社団法人全国私立保育園連盟
会長　小林　公正
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会長　万田　　康

規制改革推進会議等における保育施策の議論について

保育施策の充実については、本年度予算において、「保育の量の拡充」だけでなく、更なる「質の向上」として、２％の処遇改善、技能・経験を積んだ職員に対する４万円の処遇改善など、ご配慮いただき感謝するとともに、しっかりとその実現に取り組んで行きたいと考えております。

さて、規制改革推進会議においては、待機児童解消のための「子育て安心プラン」実現に向けた保育制度の見直しが検討されること。さらに、地方分権推進委員会や国家戦略特別区域会議などでも保育施策の見直しにかかる議論がされているものと承知しております。

これらの議論において、子ども・子育て支援新制度における「量の拡充」と「質の向上」を車の両輪として進めていくことを基本に据えることが肝要であるとともに、「子どもたち」の立場から、また保育所等に子どもを預ける「保護者」の立場から、下記の点にも危惧する声が上がっており、これらにご配慮いただいた議論がなされることを強く期待します。

１　保育所等の設置基準の維持・向上について

現行の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等で定める施設面積や職員配置基準は、すべての子どもがどの地域でも等しく、安心して生活し、発達が保障されるために国が定めたもので、最低限度の基準であり、保育の質を確保するためには従うべき不可欠の基準と考えており、これらの無原則な緩和等は「保育の質の低下」に直結するものと危惧しております。こうした設備基準を維持するとともに、職員配置の改善など保育の質の向上のための「０．３兆円超メニュー」の実現に向け、取り組むようお願いします。

２　保育士等の確保について

保育士等に求められる役割は、より高度化しており、その役割を適正に評価し、長く勤務を続けることのできる環境をつくることが重要であります。

こうした中、本年度のキャリアパスの構築に併せた処遇改善は大きなツールとなるものと考えております。

一方で、保育士資格等を有しない方を配置基準において保育士と同様に位置づけて基準緩和することなどは、上記１と同様、質の低下を招くものと考えています。

３．社会福祉施設職員等退職手当共済制度の堅持

平成 29 年度までに検討し結論を得るとされている本制度について、保育士の人材確保対策に非常に重要な仕組みであることを鑑み、処遇改善を充実させ保育士確保を確実なものにするという政府施策の方向性と一致するよう、これまで通り公費助成に関して今後も維持・継続することを要望します。

以上